

会津乗合自動車株式会社に対する出資決定について

2011年1月14日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年12月2日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

なお、本買取決定及び本出資決定は、いずれも、下記の事業者らの株主総会において、事業再生計画に予定されている必要な決議がなされることを停止条件としております。

1. 対象事業者の氏名又は名称

会津乗合自動車株式会社、会津バス観光A・T・S株式会社、及び会津バス・オートサービス株式会社

2. 出資決定の対象となる募集株式発行の概要

(1) 普通株式

募集株式の発行会社	会津乗合自動車株式会社
募集株式の種類	普通株式
払込期日	2011年3月11日
機構が引き受ける株式数	1,000株
発行価額	1株につき 5万円
出資額	5,000万円
普通株式に占める機構保有株式の割合	100%

(2) A種優先株式

募集株式の発行会社	会津乗合自動車株式会社
募集株式の種類	A種優先株式
払込期日	2011年3月11日
機構が引き受ける株式数	1,000株
発行価額	1株につき 5万円
出資額	5,000万円
A種優先株式に占める機構保有株式の割合	100%
A種優先株式の内容	剰余金の配当等において普通株式に優先する。

議決権はなし。

※ いずれも予定である。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣：意見なし

厚生労働大臣：異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

以上